

(第一類 第四号)

衆第十回議院法務委員會

昭和二十六年五月二十二日(火曜日)

午後二時二十分開會

理事押谷富二君理事北川定務君
理事猪俣浩二君鐵治良作君

五月二十二日	牧野 寛素君	松木 弘君
委員質録勝君辞任につき、その補欠として村上勇君が議長の指名で委員に選任された。	山口 好一君	大西 正男君
	田方 廣文君	上村 進君
	梨木作次郎君	佐竹 晴記君
委員外の出席者	専門員 村 敦三君	
	専門員 小木 貞一君	

本日の会議に付した事件
公述人選定に関する件
商法の一部を改正する法律施行法案
(内閣提出第四二一号)
非訟事件手続法の一部を改正する法律
案(内閣提出第六七号)
有限会社法の一部を改正する法律案
(内閣提出第一〇〇号)
商法の一部を改正する法律の施行に
伴う関係法律の整理等に関する法律
案(内閣提出第一六五号)
商法の一部を改正する法律改正に關
する件

○秋田松風
「れより会議を取れや

第一類第四號 法務委員會議錄第二

昭和二十六年五月十五日

本議録 第一回員会

生ずるであろう損害ということは、これは損害賠償の訴えならばわかりますが、会社の場合においては、そのことによつて生ずるであろうところの損害がはつきり計算できないと思うのですが、それはどうですか。

○押谷委員 それ／＼の場合によりまして、損害額は必ずしも一定はいたしませんが、その事件の内容によつて裁判所において良識をもつて相当な担保を決定せられる、これであやまちがないものだと考えております。

○鐵治委員 ここにある悪意という意味は、民法に言われる善意、悪意だけでは範囲が狭いのではないかと心得られます。そこでこういう場合が入るかどうかをひとつ提案者にお聞きいたしたいのです。請求自身を貫くことによつて達成する目的ではなく、それをやることにおいて、ほかの何らかのねらいをやろうという目的でやつた場合も入れなければならないと思いますが、入るかどうか、これをお聞きしたい。

○押谷委員 請求者の請求原因が不当である、あるいは有無を知る知らぬといふ関係外に、なお請求によつて達せんとする目的が敵本主義であり、敵は本能寺にありといったような場合におきましても、ここにいわゆる悪意という意味に入るものだと考えております。

○安部委員長 ほかに御発議はございませんか。——なければこの際お諮りいたします。本案を本委員会の成案と決定し、これを本委員会提出法律案と決するに賛成の諸君の御起立を願います。

○安部委員長 次に商法の一部を改正する法律施行法案を議題といたします。御質疑はありますか。——別に御質疑がなければ委員長の手元に修正案が提出されておりますので、提出者より趣旨弁明を求めます。押谷富三君。

○押谷委員 商法の一部を改正する法律施行法案に対する修正案の修正動議の趣旨弁明をいたします。修正案はお手元に配られてありますから、この朗讀を省略いたします。

まず修正案の要点であります、「商法の一部を改正する法律、昭和二十九年法律第二百六十七号が本年七月一日から実施されるに伴い、実施上の便宜のため」、「三の点を修正し、ある程度新法の実施を延期すると同じ結果となつたのであります。第一に第十七条の修正において、総会の決議の要件につきましては、一定の期日までに新法施行後もなお旧法を適用しようとするものであります。しかし新法二百六十四条の責任免除については、これを適用しないことにし、なお総会の招集の通

置いたのであります。

第二点、第二十条の修正においては、二人以上の取締役を選任する場合に於いても、新法施行後なお一定の期間は新法の累積投票に関する規定を適用しないことにしたのであります。

第三点、第三十八条の修正においては総会の要件に関する第十七条の修正に伴い、社債権者集会の決議には準用することは適当でありませんので、社債権者集会の決議については、修正前の第十七条第一項と同趣旨の規定を置くことにいたしました。

以上修正案の要旨でありますが、何とぞすみやかに御審議の上可決せられんことを望みます。

○安部委員長 これにて提出者の説明は終了いたしました。
これより討論を省略しただに採決に入りたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
○安部委員長 御異議なければこれより採決に入ります。まず修正案についてお詣りいたします。本修正案に賛成の方の御起立を願います。

〔賛成者起立〕
○安部委員長 起立多數。よつて本修正案は可決いたしました。

○安部委員長 起立多數。よつて本修正案に賛成の方の御起立を願います。

〔賛成者起立〕
○安部委員長 起立多數。よつて本修正案に賛成の方の御起立を願います。

○安部委員長 起立多數。よつて本修正案に賛成の方の御起立を願います。

○安部委員長 次に非訟事件手続法の一部を改正する法律案を議題といたします。御質疑はございませんか。——

御質疑がなければ委員長の手元に修正案が提出されておりますので、提出者がより趣旨説明をお願いいたします。押谷富三君。

○押谷委員 非訟事件手続法の一部改正に対する修正案の趣旨弁明をいたします。修正案につきましてはすでにお手元に配られてありますから朗読を省略いたします。

修正の理由の概要でありますが、商法の一部を改正する法律の一部改正に對する修正案の趣旨弁明をいたします。修正案につきましてはすでにお手元に配付されておりません。修正案の朗読は省略いたしました。

修正案につきましてはすでにお手元に配付されてありますから朗読を省略いたしました。

修正の理由の概要でありますが、商法の一部を改正する法律の一部改正に對する修正案の趣旨弁明をいたします。修正案につきましてはすでにお手元に配付されておりません。修正案の朗読は省略いたしました。

三君。

し上げます。

修正案につきましてはすでにお手元に配付されていますから朗読を省略いたします。

修正の理由の概要は、商法の一部を提出いたしました。修正案の朗読はすますからこれを省略いたします。修正案の朗読はすますからこれを省略いたします。

が、十七日議長の承認を得たのであります。

本案に関する公聽会は、明後二十四日前より開会いたす予定であります。

本委員會において裁判所毎層制裁法について公聽会を開きたい旨議長に承認要求を提出いたしましたのであります。

この際お詫びいたします。公述人といいます。

いたしましては、早稲田大学教授戒能通孝君、最高裁判所事務次長石田和外君、東京地方裁判所判事小林健治君、法務府検務局総務課長宮下明義君、日本弁護士会連合会事務総長江川六兵衛君、弁護士毛受信雄君、通考君、最高裁判所事務次長吉田資治君、公

立学校教員熊田正夫君の以上九名といひ採決に入ります。まず修正案に賛成の方の御起立を願います。

○安部委員長 これより討論を省略し、採決に入りたいと存じますが、御異議ありませんか。

○安部委員長 これより討論を省略し、ただちに採決に入りたいと存じますが、御異議ありませんか。

第五十九条 株主、債権者其ノ他ノ利害關係人ガ前条第一項ノ請求ヲ為シタルトキハ裁判所ハ会社ノ請求ニ依リ相当ノ担保ヲ供スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第一項ノ請求ヲ為スニハ前条ノナルコトヲ證明スルコトヲ要ス

会社ガ前項ノ請求ヲ為スニハ前条ノ訴訟ガ願意ニ出デタルモノナルコトヲ證明スルコトヲ要ス

第一項ノ請求ニ依リ相当ノ担保ヲ供スベキコトヲ得

会社ノ請求ニ依リ相当ノ担保ヲ供スベキコトヲ得

会社ガ前項ノ請求ヲ為スニハ前条ノ訴訟ヲ提起シタルトキハ裁判所ハ

第一項ノ請求ニ依リ相当ノ担保ヲ供スベキコトヲ得

会社ノ請求ニ依リ相当ノ担保ヲ供スベキコトヲ得

会社ガ前項ノ請求ヲ為スニハ前条ノ訴訟ヲ提起シタルトキハ裁判所ハ

第一項ノ請求ニ依リ相当ノ担保ヲ供スベキコトヲ得

会社ガ前項ノ請求ヲ為スニハ前条ノ訴訟ヲ提起シタルトキハ裁判所ハ

第一項ノ請求ニ依リ相当ノ担保ヲ供スベキコトヲ得

会社ノ請求ニ依リ相当ノ担保ヲ供スベキコトヲ得

第一項ノ請求ニ依リ相当ノ担保ヲ供スベキコトヲ得

会社ガ前項ノ請求ヲ為スニハ前条ノ訴訟ヲ提起シタルトキハ裁判所ハ

第一項ノ請求ニ依リ相当ノ担保ヲ供スベキコトヲ得

会社ガ前項ノ請求ヲ為スニハ前条ノ訴訟ヲ提起シタルトキハ裁判所ハ

第一項ノ請求ニ依リ相当ノ担保ヲ供スベキコトヲ得

コトヲ得

第一百六条第二項ノ規定ハ前項ノ請求ニ之ヲ準用ス

三百八十条ノ十六の改正規定中「及第百三十七条」を「、第百三十七条及第百四十九条」に改める。

三百八十条の改正規定を次のように改める。

三百八十条第一項中「資本減少ノ登記」を「資本減少ニ因ル変更ノ登記」に改め、同条第二項中「監査役」及び同条第三項中「、第百七条」を削る。

三百八十六条第一項の改正規定を次のように改める。

三百八十六条第一項中「及第百五条乃至第百十一条」を「、第百五条第百六条及第百八条乃至第百十一條」に改める。

三百八十六条第一項の改正規定中「第二百四十七条」を「第二百四十七条、第二百四十九条、」に改める。

三百八十六条第一項の改正規定中「第二百四十八条」を「第二百四十八条」に改める。

三百八十六条第一項の改正規定中「第二百四十九条」を「第二百四十九条」に改める。

三百八十六条第一項の改正規定中「第二百五十条」を「第二百五十条」に改める。

三百八十六条第一項の改正規定中「第二百五十四条」を「第二百五十四条」に改める。

三百八十六条第一項の改正規定中「第二百五十五条」を「第二百五十五条」に改める。

三百八十六条第一項の改正規定中「第二百五十六条」を「第二百五十六条」に改める。

三百八十六条第一項の改正規定中「第二百五十七条」を「第二百五十七条」に改める。

三百八十六条第一項の改正規定中「第二百五十八条」を「第二百五十八条」に改める。

三百八十六条第一項の改正規定中「第二百五十九条」を「第二百五十九条」に改める。

三百八十六条第一項の改正規定中「第二百六十条」を「第二百六十条」に改める。